

平成20年

第4回市議会定例会 議案第17号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月4日提出

函館市長 西尾正範

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「または第63条第3項第7号イ」を「，第63条第3項第7号イまたは第68条の69第3項第7号イ」に，「または第63条第3項第6号もしくは第7号ロ」を「，第63条第3項第6号もしくは第7号ロまたは第68条の69第3項第6号もしくは第7号ロ」に改める。

附 則

この条例は，平成21年1月1日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法に基づく連結法人に係る優良宅地造成および優良住宅新築の認定に関する事務について，手数料を徴収することとするため